

令和元年7月1日
第6回大分県働き方改革推進会議資料

資料3

1. 当会議の法律での位置づけ
2. 働き方改革を進めるうえでの企業の関心事及び行政の取組

 厚生労働省大分労働局

大分県働き方改革推進会議設置要綱(案)

(目的)

第1条 誰もが意欲と能力に応じて生き生きと活躍できる社会の実現と、人口減少社会における労働力不足の克服に向け、本県における働き方改革の機運醸成及びその推進を図るため、「大分県働き方改革推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 働き方に関する課題等の調査及び研究に関すること。
- (2) 働き方改革の機運醸成と普及・啓発に関すること。
- (3) 働き方改革の推進に係る施策の検討及び実施に関すること。
- (4) 働き方改革の推進に係る関係団体等の連携促進に関すること。
- (5) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議に委員の互選をもって会長を置く。

(職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、その事務を統括する。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ指名した者を代理として出席させることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、**大分県商工観光労働部雇用労働政策課**及び大分労働局雇用環境・均等室とする。

- 2 推進会議の庶務は、**大分県商工観光労働部雇用労働政策課**において処理する。

(その他)

第7条 **本推進会議は、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の31における協議会を兼ねるものとする。**

- 2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(参考)

雇用対策法の改正に伴う協議会の設置について

1 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の整備に関する法律案」の成立に伴い、「雇用対策法」は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下「労働施策総合推進法」)に改正。

2 労働施策総合推進法(抄)

(中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備)

「第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」

2

3 附帯決議(平成 30 年 5 月 25 日衆議院厚生労働委員会)(抄)

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(中略)

五 地域の実情に即した働き方改革を進めるため、新設される規定に基づき、地方公共団体、中小企業団体をはじめとする使用者団体、労働者団体その他の関係者を構成員として設置される協議会その他のこれらの者の間の連携体制の効果的な運用を図ること。その際、いわゆる「地方版政労使会議」など、各地域で積み上げてきた行政と労使の連携の枠組を活用し、働き方改革の実が上がるよう努めること。

(以下略)

働き方改革関連法説明会

【平成31年1月16日～2月8日開催】

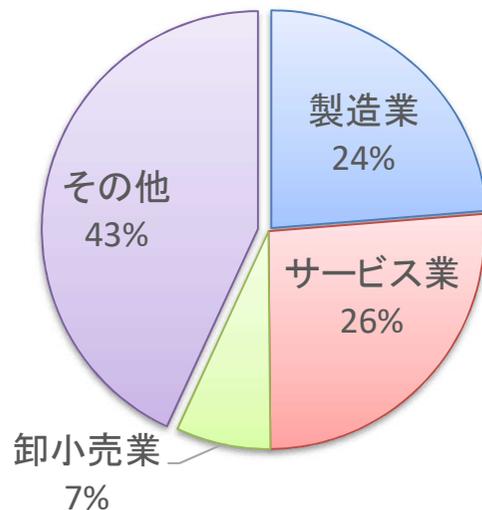
アンケート結果

大分労働局雇用環境・均等室

1 参加企業の状況

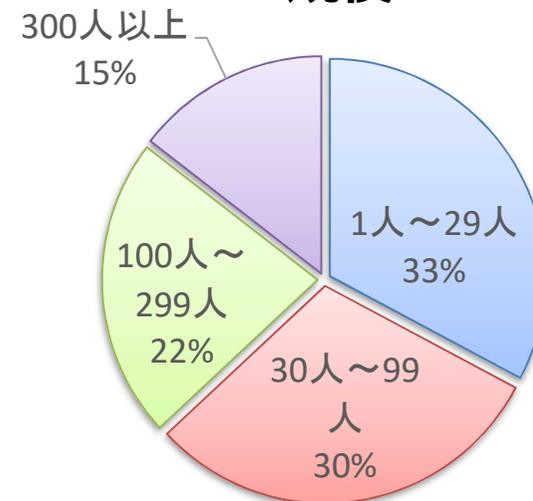
会場	定員	参加者数	参加事業所数	個別相談	
				基準法	パート有期法
中津	100	101	83	5	3
豊後大野	90	66	61	6	3
日田	100	75	63	1	0
宇佐	100	127	102	5	0
大分	400	453	349	8	3
別府	180	192	148	5	2
佐伯	140	142	110	3	2
総計	1,110	1,156	916	33	13

業種



N=708

規模

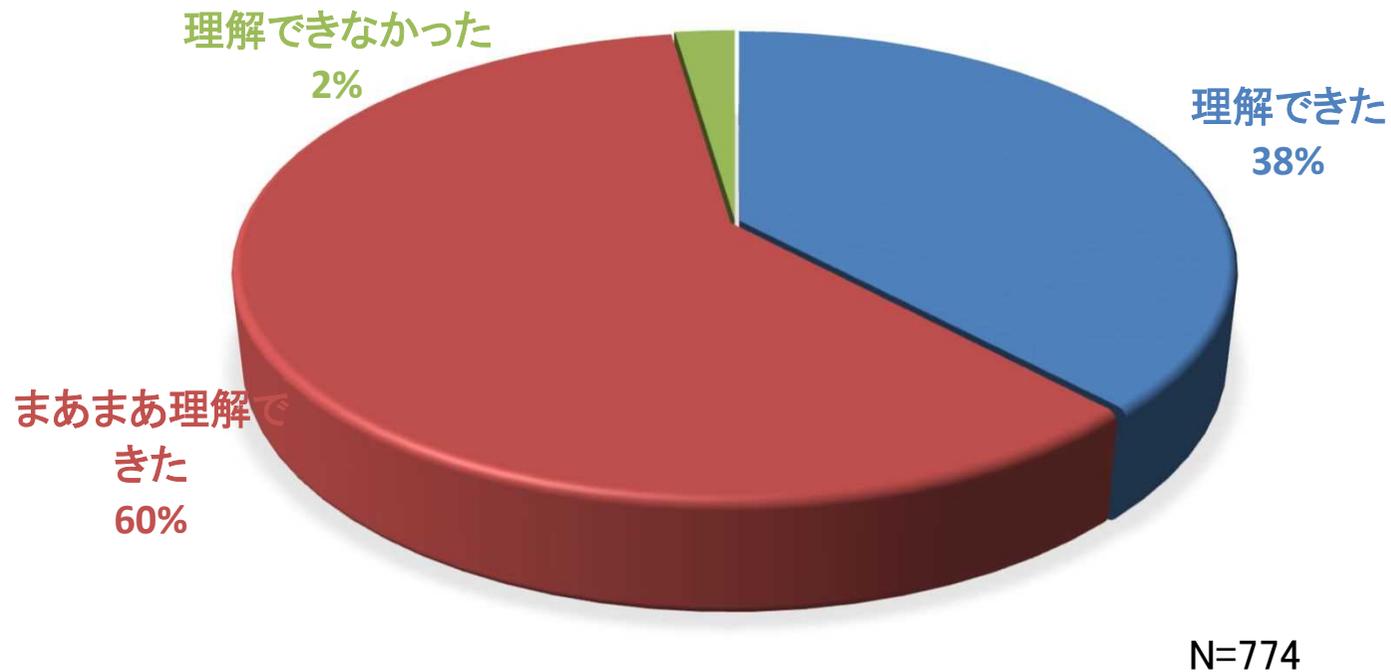


N=748

2 労働基準法等の改正（理解度）

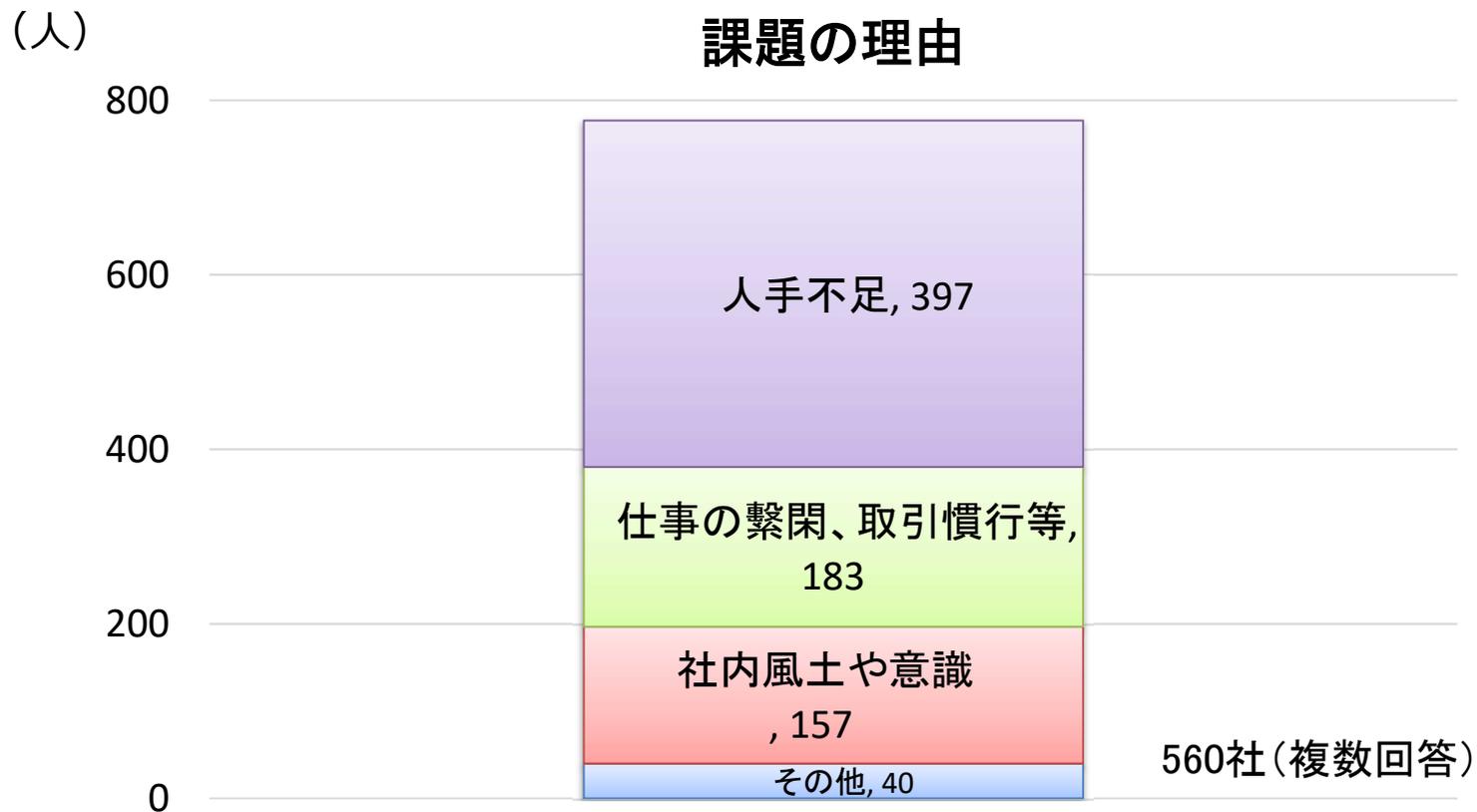
- 「理解できた」「まあまあ理解できた」は98%
- 理解できなかった項目は、多い順に「年休の取得」(12件)、「残業時間の上限規制」(8件)「労働時間の把握」(4件)

「労働基準法等の改正」の理解度



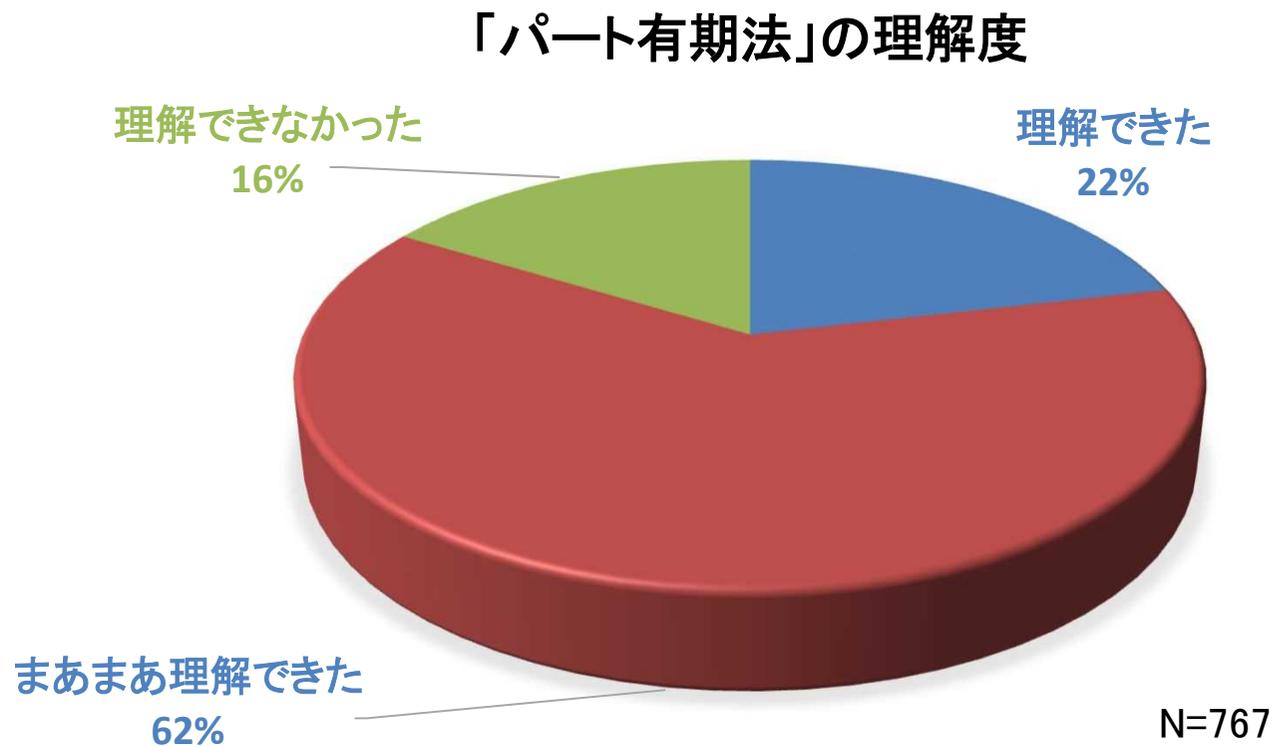
3 労働基準法等の改正（課題）

- 「課題がある」とした企業の理由は、「人手不足」が半数以上
- 「課題がない」とした企業の理由は、多い順に「残業時間が短い」（101件）、「対応済み」（78件）、その他(10件)



4 同一労働同一賃金（理解度）

- 「理解できた」「まあまあ理解できた」のは84%
- 理解できなかった項目は、多い順に「ガイドラインの内容」(80件)、「取組手順」(38件)「説明義務の強化」(36件)



5 同一労働同一賃金（課題）

- 「課題がある」とした企業の理由は、「人件費の上昇」、「何が不合理な待遇差かわからない」が大半
- 「課題がない」とした企業の理由は、多い順に「対応済み」（100件）、「非正規雇用労働者がいない」（95件）、その他(18件)



平成30年度大分労働局 働き方改革関係事業

【事業目的】

- ・働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上を図る
- ・女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画を図る

●労働局・働き方改革推進支援センター等と県・労使団体等との連携による中小企業・小規模事業者への支援

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍推進、非正規労働者の処遇改善などの働き方改革について、労働局・働き方改革推進支援センター等が県・労使団体等と連携し、中小企業・小規模事業者への支援を行う

ワーク・ライフ・バランスの推進
<p>●労使双方に改正内容の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労使団体等主催の会合などあらゆる機会を通じた説明(周知依頼130回、説明会83回7591名、ラジオ出演4回) ・働き方改革関連法説明会(7箇所、1,156名)、働き方・休み方改革セミナー、働き方改革実践ノウハウ獲得セミナー開催 <p>●「労働時間改善指導・援助チーム」(監督署)による支援</p> <p>(個別訪問505回、説明会213回)</p> <p>●働き方改革推進支援センターによる相談支援等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談、個別訪問による支援、セミナーや出張相談会の開催 <p>●ラッピングバスの運行(3月～1年間)</p>

働きすぎ防止に向けた取組の推進
<p>●主要企業経営トップへの直接的な働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問14社(当局HPでの取組内容紹介) ・*ベストプラクティス企業含む <p>●年次有給休暇の取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季、年末年始、ゴールデンウィーク、「年次有給休暇取得促進期間」に重点的広報実施 ・地域イベントに合わせた休暇取得促進キャンペーン、調査等の実施(大分市事業) ワーク・ライフ・バランスシンポジウムの開催(10/19) <p>●県民ノーマル残業デー等の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県民ノーマル残業デー」(11月第3水)は、大分駅及びガレリア竹町にて労使団体とともに街頭キャンペーン(周知ポケットティッシュ5000個配布) ・大分監督署「1日署長」の実施(11/19) <p>●過重労働解消キャンペーンの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労死等防止対策推進シンポジウム(11/2 184人) ・過労死等防止啓発月間(11月)に重点監督の実施(93件) <p>●コンサルタントによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別企業訪問101件(1月末)、ワークシヨップ13人)

女性、若者、高齢者等の活躍促進
<p>●共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定企業紹介事例集の作成(8000部) ・当局HPトップに認定企業等紹介コーナー設置(12月) <p>●女性の活躍促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・努力義務企業への行動計画の策定勸奨(事業所訪問数222社(1月末))、えるぼし認定の取得促進(ちらし作成) ・マザーズコーナーでの就職支援(支援対象者1,051人：就職率92.3%(3月末)) <p>●若者の活躍促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期離職防止のための指導 ・ユースエール認定(昨年度末2社→6社増) <p>●「健康経営」と「安全衛生優良企業認定制度」の取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の実施(自主点検1486事業場へ要請、説明会：7回1906人) <p>●男性の育児休業取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定(計28社) ・イクボス宣言(計12団体、142人(1月末))

人材確保対策、生産性向上、賃金引上げのための支援
<p>●ハローワークによるマッチングの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職促進月間(10、11月)等を中心に実施 ・常用就職件数22,389件(3月末) ・常用充足件数21,809件(1月末) ・雇用保険受給者早期再就職件数5,858件(2月末) <p>●雇用関係助成金の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の割増制度申請実績 252件(3月末) ・金融機関への訪問説明(5月6社、助成金説明2回) ・助成金説明会の開催(11/12 295人) ・職場定着支援助成金：支給件数75件(3月末) ・人材開発支援助成金：支給件数1414件 <p>●労働関係助成金の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最賃引上げ支援の助成金 ・時間外労働等助成金(勤務間インターバルコースの支給件数：11件)

非正規の処遇改善
<p>●正社員転換プランの推進</p> <p>(非正規の処遇改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種助成金の周知啓発(説明会84回、7886人) ・キャリアアップ助成金(正社員化コース)(支給件数) 29年度484件⇒30年度563件(16.3%アップ) ・トライアル雇用助成金(支給件数) 29年度484件⇒30年度302件(Δ37.6%) ・パートタイム労働法の確実な履行確保(個別訪問等：140件) <p>●障害者・高齢者の就職支援</p> <p>(障害者雇用率：全国6位)</p> <p>(高齢者雇用確保措置：100%3年連続達成、全国1位)</p> <p>●ハラスメント対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者向けマタハラ・セクハラセミナー、ハワハラセミナー(2回)開催 ・イクメン川柳、STOP！マタハラ標語の公募(700点) ・ハラスメントの相談対応(744件)

平成31年度 大分労働局行政運営方針のあらまし（働き方改革関連抜粋）

労働局
監督署
ハローワーク

働き方改革推進
支援センター
(県社労士会内)

【中小企業への総合的な支援】

☞ 電話等による相談、訪問コンサルティング

- ・柔軟、弾力的な労働時間制度
- ・生産性向上
- ・人材の定着確保・育成
- ・女性、障害者、若者の就職支援
- ・非正規雇用の処遇改善
- ・取組事例、各種助成金の案内 など

☞ 地域商工会議所、商工会等との共同

- ・各地域でのセミナー開催
- ・個別相談会の開催

☞ 労働時間法制等の説明会・訪問による支援 (主に監督署)

団体等との主な取組

- ・経営協、商工会議所、商工会等(各地域団体含む)、・連合
- ・県銀行協会 ・各金融機関 ・業界団体 ・地方公共団体等

【主な取組(案)】

☞ 県・市との雇用対策協定等による取組

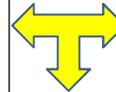
- ・地方公共団体幹部への協力要請 ・人手不足等の課題を踏まえた...取組

☞ 連合・経済団体との共同による勉強会等の実施

- ・街頭キャンペーン等
- ・県内全ての商工会議所、商工会等への訪問による協力要請
- ・個別企業と接点のある職員に対する勉強会の開催
- ・会員等への説明、個別相談会の開催等

☞ 金融機関との連携協定による取組(県内全6金融機関)

- ・県銀協、金融機関本店等への訪問による協力要請
- ・各金融機関の窓口職員に対する助成金等研修会



働き方改革関連法の周知啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進 (長時間労働の解消等)	魅力ある職場づくりの推進 (安全・健康な職場づくり)	人材確保対策、生産性向上、 実質賃金引き上げのための支援	誰もが働きやすい 職場環境の促進
<ul style="list-style-type: none"> ●労使双方に改正内容の周知徹底・/ <ul style="list-style-type: none"> ・改正労働基準法(時間外労働の上限規制) ・パートタイム・有期雇用労働法 ・改正労働者派遣法 ●「労働時間相談・支援コーナー」(監督署)による支援 ●働き方改革推進支援センターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談、個別訪問による支援、セミナーや出張相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●主要企業経営トップへの直接的な働きかけ ●「ゆう活」や年次有給休暇の取得促進 <ul style="list-style-type: none"> ・おおいた夏の働き方応援キャンペーンの実施(7、8月) ●県民ノー残業デー等の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・労使団体との共同による普及活動 ●「過重労働解消キャンペーン」の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・過労死等防止対策推進シンポジウム(11/26) ・過労死等防止啓発月間(11月)に重点監督の実施 ●個別コンサルティングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活躍促進 <ul style="list-style-type: none"> ・努力義務企業への行動計画の策定勧奨、えるぼし認定の取得促進 ・マザーズコーナーでの就職支援 ●若者の活躍促進 <ul style="list-style-type: none"> ・早期離職防止のための指導 ・ユースエール認定制度の取得勧奨 ●「健康経営」と「安全衛生優良企業認定制度」の取得促進 ●男性の育児休業取得促進 <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定・プラチナくるみんの取得促進 ・イクボス宣言の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークによるマッチングの充実 ●高校での企業説明会の実施 ●各種助成金制度の周知・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・労働移動支援助成金、生産性向上等のための設備投資、最賃引上げ等の助成制度の周知、利用促進 ・助成金割増制度の周知 ●実践型地域雇用創造事業雇用創出等 	<ul style="list-style-type: none"> ●正社員転換プランの推進(非正規の処遇改善) <ul style="list-style-type: none"> ・正社員求人確保と正社員就職に向けた就職支援 ・キャリアアップ助成金、トライアル雇用助成金などの活用促進による正社員転換の推進 ・パートタイム労働法の確実な履行確保 ●障害者の雇用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の引き上げに伴う雇用促進のためのサポート ・障害の特性に応じた支援 ●高齢者の活動促進 <ul style="list-style-type: none"> ・中高年齢者の再就職の支援 ・「生涯現役促進地域連携事業」による支援 ●外国人労働者への就労及び安全確保対策の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催 ●治療と仕事の両立支援の促進

おおいた夏の働き方応援キャンペーン開催要領

1 趣旨

暑い夏に、民間企業が「働き方改革」の一環として、各企業の実情に応じ、「ゆう活」や所定外労働の削減(定時退社)、年次有給休暇の取得促進に取り組むよう、大分労働局独自の取組として「おおいた夏の働き方応援キャンペーン」を実施する。

キャンペーンへの賛同が広がり、各企業における働き方改革が推進することによって、祭り等のイベントに地域住民が参加しやすくなるなど、地域の活性化にも資するものである。

2 期間

令和元年7月1日から8月31日(2か月間)

3 主催

大分労働局

4 後援団体、機関

大分県、大分県市長会、大分県町村会、大分県経営者協会、大分県商工会議所連合会、大分県中小企業団体中央会、大分県商工会連合会、大分県経済同友会、日本労働組合総連合会・大分県連合会、大分県社会保険労務士会、(一社)大分県銀行協会、大分県信用金庫協会、大分県信用組合協会、(公財)大分県総合雇用推進協会、(一社)大分県労働基準協会

5 実施事項

(1) 企業の取組への支援

趣旨に賛同し、実際に、「ゆう活」や所定外労働の削減(定時退社)、年次有給休暇の取得促進に取り組む企業への支援として、その取組内容を大分労働局ホームページで紹介する。

(2) 取組への働きかけ及び地域活性化への支援

地方公共団体や経済団体等に対して、「ゆう活で祭りに行こう」、「定時に帰って花火に行こう」、「休みを取って家族と過ごそう」等と呼びかけることにより、「ゆう活」の推進、所定外労働の削減(定時退社)、年次有給休暇の取得促進を図る。併せて、地域の祭り等のイベントの活性化の支援を行う。

当該団体等がキャンペーンの趣旨に賛同し、「バランス戦隊エンジョイ5」や「ゆ

う活」マークの入ったイベント広報用ポスターやちらしを作成した場合には、大分労働局ホームページで紹介するとともに、局内各部署や各署所でポスターの掲示やちらしの配布を行う。

(3) 労使団体への協力要請

それぞれの企業の実情に応じ、労使で「ゆう活」や所定外労働の削減(定時退社)、年次有給休暇の取得促進に向けて自主的に検討いただくよう、経済団体及び労働組合へ要請を行う。

「おおいた夏の働き方応援キャンペーン」への参加企業応募用紙
 送付先：大分労働局雇用環境・均等室あて（FAX 097-573-8666）

記載例

会社名	働き方改革株式会社
所在地	大分市東春日町〇番地
ご担当者所属・氏名・ご連絡先	〇〇課 大分 太郎 Tel〇〇〇 mail
実施内容	ゆう活に取り組む。(7月～8月) 毎週水曜日にノー残業デーを実施
実施期間	令和元年〇月〇日～〇月〇日
労働局ホームページ掲載	<input checked="" type="radio"/> 希望する ・ <input type="radio"/> 希望しない (どちらかに〇)

1 実施内容の例

- ① ゆう活に取り組む(朝1時間早く出勤して夕方1時間早く帰る)
- ② ノー残業デーに取り組む(毎週金曜日)
- ③ 年次有給休暇の取得を促進する(盆休み+年休1日プラス)
- ④ テレワーク(在宅勤務)

2 実施期間の例

- ① 令和元年7月1日～8月31日

「おおいた夏の働き方応援キャンペーン」への参加企業応募用紙

送付先：大分労働局雇用環境・均等室あて（FAX 097-573-8666）

会社名	
所在地	
ご担当者所属・氏名・ご連絡先	Tel mail
実施内容	
実施期間	
労働局ホームページ掲載	<input type="radio"/> 希望する ・ <input type="radio"/> 希望しない (どちらかに〇)
導入するに当たって工夫した、 社員の反応(1行)	

おおいた夏の働き方応援キャンペーン



さあ、帰りましょう。御社も働くスタイル 変えてみませんか

7月

8月



花火大会にGO!



ハッピーアワーの時間に暑気払い



地域の祭りに参加



早く帰ってゆったり

ゆう活 朝方勤務事例 ・ 終業時間を1時間30分前倒した朝方勤務の事例



暑い夏は朝に働き、夕方早く帰りましょう。

主唱 厚生労働省大分労働局

おおいた夏の働き方応援キャンペーン

ゆう活とは・・・

「ゆう活」とは、日照時間が長い夏に、朝早い時間に仕事を始め、早めに仕事を終えることで、まだ明るい夕方の時間を有効に活用し、生活を豊かにしようという取組です。

具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくものであり、それぞれの企業や働く人の実情に応じた自主的な取組を可能な範囲で実施いただくものです。

- ・ ゆうやけ時に
- ・ 悠々とした時間が生まれる
- ・ 友人と会える、遊ぶ時間が増える
- ・ 家族で過ごす優しい時間ができる
- ・ 新しい人、モノ、ことと自分が結ばれる



「ゆう活」の「ゆう」には様々な思いが込められているのです。

★ 企業の取り組み事例

広島県（金融業）従業員数約1,300名

- ・ 平成28年度から通勤事情を考慮し、交通アクセスの良い3店舗を対象とし9月の1カ月間実施。
- ・ 始業時刻（基本は8:30）を最大7:30まで繰り上げ可能としている。
- ・ 取り組みやすくするため前日の17時までの申請を可能としている。
- ・ 「ゆう活」適用者が退社しやすい雰囲気を作るため「朝方勤務適用者カード」を作成し周囲に知らせている。

東京都（不動産業）従業員数約130名

- ・ 夏季に希望者を対象に出勤・退勤の時刻を1時間繰り上げる「朝方勤務」を導入。
- ・ 同時に社員の出勤・退勤時刻の現状を把握した上で、会議の運営方法、資料の簡素化、ルーチン業務の整理、処理方法の見直しを実施。
- ・ 特に若手社員について、中堅社員が、仕事の優先度や求められる仕事の完成度（レベル感）についてあらかじめ指示する等業務の交通整理を指導。

今夏、年次有給休暇の取得の促進や「ゆう活」、定時退庁に取り組まれる予定の企業がありましたら、大分労働局ホームページ等で紹介しますので、是非お知らせください。随時掲載いたします。



私たちにとって、仕事は、暮らしを支えるものとして、また、生きがいや喜びをもたらすものとして、人生を豊かにするために重要なものです。同時に、家事や子育て、介護、家族・友人と過ごす時間や、自己啓発、余暇など、仕事以外の生活も、私たちの人生にかけがえのないものです。仕事も生活も充実させ、豊かな人生を送ることは、だれもが望むことでしょう。

しかし、現実はどうでしょうか。毎日遅くまで仕事をして、家族とのだんらん的时间がもてない、長時間労働で心身ともにひどく疲れているなどと言った場合もあるのではないのでしょうか。

「ゆう活」には、働く人だけでなく、その人が働く組織・企業の側にもさまざまなメリットが期待できます。

まず、従業員の生活の質が向上することにより、満足度や仕事への意欲が高まることが期待されます。仕事以外の時間を通じて、資格取得をするなど、従業員の能力向上につながるといったメリットもあるでしょう。また、労働生産性の向上も考えられます。

「ゆう活」の実施のためには、これを契機とした業務効率化が不可欠です。また、仕事の開始時間を早めても「仕事が終わらない」「早い時間に帰るのは心苦しい」などと残業してしまうのでは意味がありません。

仕事を早く終え、早く帰れるように、業務の効率化を図りましょう。特に、残業することが当たり前のようになっている職場では、職場全体で働き方に対する意識を抜本的に変えることが重要です。早く仕事を終えて、仕事以外の活動をする時間を作ることは、働く人や職場にとっても、前述のようなメリットがあります。

「仕事以外の活動」を前向きに捉え、一人一人が、多様な働き方、生き方が実現できる職場づくりをしていきましょう。

大分労働局長 坂田善廣

「しわ寄せ防止総合対策」の策定

【現状の課題と課題への対策】

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため「大企業・親事業者の働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策（仮称）」（通達）を策定し、取組を推進

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知広報

- ・ 労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・ 下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・ 労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法違反行為等の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・ 大企業の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・ 実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底